

## 令和4年竹田市農業委員会第7回総会議事録

1. 日 時 令和4年7月6日(水) 午後2時00分～午後3時07分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸  
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治  
11番 工藤 明秀 12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤俊郎、次長：堀貴美子、管理係長：佐藤正子、農地係：河崎凌央  
農政課職員  
農業振興係長：志賀直樹

6. 議事

議案第40号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・ 3件  
議案第41号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・ 3件  
議案第42号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・ 5件  
議案第43号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転）・・・・ 1件  
議案第44号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社から所有権移転）・・・・ 2件  
議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・ 4件  
議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・ 1件  
議案第47号 非農地証明について・・・・・・・・・・ 7件  
議案第48号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について・・・・・・・・・・ 2件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は13人で定足数に達しています。

議長

只今から、令和4年竹田市農業委員会第7回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。  
それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、1番後藤善徳委員、2番山村徹委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第17号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が、1件ありましたので報告します。

なお、1番の案件は、議案第45号農地法第3条第1項の規定による許可申請についての承認に関連し、合意解約するものです。

続いて、報告第18号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、1件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第40号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 3件

議案第41号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について 3件

議案第42号 農用地利用集積計画の承認について 5件

議案第43号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転） 1件

議案第44号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社から所有権移転） 2件

議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 4件

議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第47号 非農地証明について 7件

議案第48号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 2件

以上、28案件を本日の議案として提案いたします。



3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。選定理由は、「基盤強化法貸借からの切替」です。

議長

只今、議案第41号について、担当課による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第41号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第41号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで、休憩いたします。農政課の志賀係長は、退席してください。ありがとうございました。

(14時20分)

議長

再開します。

(14時20分)

議長

議案第42号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番、2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年間の貸借、再設定です。

3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年間の貸借、再設定です。

4番、5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年間の使用貸借、新規設定です。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第42号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第43号の大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第43号の1番の案件は、所有者が規模縮小を希望しており、近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため、譲受人大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

只今、議案第43号について、事務局より説明がありましたが、ご意見、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第43号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認については承認することに決定します。

議長

議案第44号大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第44号の1番の案件は、譲渡人大分県農業農村振興公社から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町恵良原字山立〇〇〇〇番外1筆、田1筆畑1筆、合計面積9,336平方メートルを農地売買支援事業により、所有権移転するものです。農業経営基盤強化促進法による所有権の移転であります。譲受人の経営規

模は、52,854平方メートルであり、下限面積要件を充たしています。

議長

2番 山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

議案第44号の1番の調査報告をいたします。

譲受人は、労力は2人です。農機具はトラクター5台、田植機1台を所有しております。稲作、畜産経営中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第44号の2番の案件は、譲渡人大分県農業農村振興公社から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字仏原字石田〇〇〇〇番外2筆、田3筆、合計面積12,078平方メートルを農地売買支援事業により、所有権移転するものです。農業経営基盤強化促進法による所有権の移転であります。譲受人の経営規模は、47,473平方メートルであり、下限面積要件を充たしています。

議長

12番 釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

議案第44号の2番の調査報告をいたします。

譲受人は、労力は3人です。農機具はトラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、耕運機1台を所有しております。稲作中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、調査報告がありましたが、ご意見・ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第44号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第45号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に、1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第45号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字今字宮ノ元〇〇〇番外5筆、田5筆畑1筆、合計面積5,158平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、119,052.84平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

3番 長野幸生委員に、調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

議案第45号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター6台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機2台所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第45号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町木下字百木〇〇〇番、畑1筆、面積6,292平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、10,371平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

1番 後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

議案第45号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は4人です。農機具は、トラクター6台・耕うん機1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第45号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字鳶ノ巣〇〇〇〇番、田1筆、面積1,277平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は23,429.91平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

8番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

議案第45号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台・田植機1台所有しており、稲作・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第45号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字仏原字尾迫〇〇〇〇番、畑1筆、面積1,538平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、47,473平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

12番 釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

議案第45号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター3台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第45号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第45号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第45号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第46号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第46号の1番の案件は、申請地竹田市大字九重野字天神ツル〇〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積1,850平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、植林です。申請地は、周囲を山に囲まれ獣害がひどいため農地として管理できず、スギを200本植林しました。雨水は自然浸透する計画です。

転用行為は、令和4年3月10日から3月31日にかけてすでに植林しており、始末書が添付されております。

転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

6番 佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

議案第46号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施することが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第46号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

3番 長野幸生委員

森林組合から植林の転用許可について照会がありますか。

事務局

特に照会はありませんが、植林の相談や苗を購入する際に、農地に植林する場合は転用許可を取るよう指導してもらっています。

議長

他にありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第46号について、許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号農地法第4条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第47号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第47号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字拝田原字六反〇〇〇〇番、

登記地目田1筆、面積644平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、申請者が遠隔地に住んでおり農地を管理することができず、平成11年頃から耕作を放棄しており、現況は原野となっています。始末書が添付されています。

議長

2番 山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第47号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字戸上字政所〇〇〇〇番外2筆、登記地目畑3筆、面積104平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、昭和45年6月から畑を購入して車道として使用しており、現況は私道となっています。始末書が添付されています。

議長

2番 山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、私道となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第47号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字下志土知字栗川〇〇〇〇番外13筆、登記地目田13筆畑1筆、合計面積6,529平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、亡き夫の祖父が耕作していたが昭和50年頃から農地の管理ができなくなり、現況は山林原野となっています。顛末書が添付されています。

議長

8番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第47号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市荻町馬場字狐塚〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積119平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、亡き父が平成13年頃に簡易建物を建て、現在は庭及び倉庫となっております。現況は宅地となっております。顛末書が添付されています。

議長

6番 佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、宅地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、5番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第47号の5番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市荻町柏原字毛内迫〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積224平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、30年以上前に杉の植林された申請地を購入したものです。現況は山林となっております。顛末書が添付されています。

議長

6番 佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

5番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、6番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第47号の6番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地 竹田市久住町大字久住字馬場崎〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積677平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、農道が狭く袋地のため平成13年頃から雑種地となっております。始末書が添付されています。

議長

8番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

6番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、雑種地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、7番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第47号の7番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市久住町大字栢木字山口〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積1,672平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、前所有者が所有していた平成10年頃から山林となっております。顛末書が添付されています。

議長

7番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

7番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第47号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第47号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。  
よって、議案第47号非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第48号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。  
事務局に説明を求めます。

事務局

議案第48号の1の1番の案件は、取下げです。

続いて、議案第48号の2の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字刈小野字刈小野津留〇〇〇〇番、田1筆、面積2,231平方メートルのうち495平方メートルを、一般用住宅を建築する計画の農地です。

議長

8番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて、2の2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第48号の2の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字小川字栃原〇〇〇〇番、面積1,468平方メートルを、飼料置場として使用する計画の農地です。

議長

7番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第48号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第48号について、農業振興地域整備計画の変更にご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年竹田市農業委員会第7回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(15時7分)

令和4年7月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....